

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第202号	
事故等種類	運航不能（舵故障）	
発生日時	平成23年11月21日 23時40分ごろ	
発生場所	静岡県下田市神子元島 ^{みこもと} 西北西方沖 神子元島灯台から真方位296° 2,300m付近 (概位 北緯34° 35.0′ 東経138° 55.1′)	
事故等調査の経過	平成23年11月24日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 液体化学薬品ばら積船 第二東央丸 ^{とうおう} 、370トン 船舶番号、船舶所有者等 131026、東央海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、神子元島西北西方沖を東進中、平成23年11月21日23時40分ごろ操舵装置が故障して操舵不能となり、11月22日0時08分ごろ海上保安庁に救助を要請した。 本船は、巡視艇にえい航され、06時23分ごろ下田市下田港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m	
その他の事項	本船は、本インシデント後の調査の結果、油圧操舵装置の電磁弁に作動油のゴミをかみ込み、電磁弁が固着して焼損し、操舵不能となったことが判明した。 本船の操舵装置は、平成23年8月の整備後から本インシデント発生時まで正常に作動していた。 本船は、本インシデント後、下田港において操舵装置の電磁弁一式を交換した。 本船は、応急（手動）操舵ができたものの、船長が、安全に航行できないと思い、応急操舵は行わなかった。 船長は、本船の船長として約3年半乗船していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 なし 本船は、神子元島西北西方沖を航行中、油圧操舵装置の電磁弁が固着して焼損したことから、操舵不能となり、運航不能になったものと考えられる。 本船は、操舵装置の電磁弁に作動油のゴミをかみ込んだことにより、電磁弁が固着したものと考

		えられるが、固着した経緯を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、神子元島西北西方沖を航行中、油圧操舵装置の電磁弁が固着して焼損したため、操舵不能となったことにより発生したものと考えられる。	